

市民委員会資料

2 所管事務の調査（報告）

(1) 国際コンテナ戦略港湾施策の取組状況について

港 湾 局

(平成27年11月25日)

国際コンテナ戦略港湾施策の取組状況について

1 国際コンテナ戦略港湾施策の概要

(1) 国際コンテナ戦略港湾施策の目的

広域からの貨物集約等による「集貨」、港湾背後への産業集積による「創貨」、コスト低減と利便性向上による「競争力強化」の3本柱により、ハード・ソフト両面の施策を集中させ、我が国港湾の国際競争力の強化と地域経済の発展を目指します。

(2) これまでの経過

- 平成 22 年 8 月 京浜港・阪神港が「国際コンテナ戦略港湾」に選定
- 平成 23 年 3 月 港湾法改正（港湾運営会社制度創設）
- 平成 25 年 9 月 川崎臨港倉庫埠頭株が指定管理者に指定（市有財産部分の指定管理業務）
- 平成 26 年 1 月 川崎臨港倉庫埠頭株が特例港湾運営会社に指定（国有財産の直接借受可能）
- 平成 26 年 4 月 川崎臨港倉庫埠頭株が川崎港コンテナターミナル運営開始
- 平成 26 年 7 月 港湾法改正（国の出資を可能とする特定港湾運営会社制度創設）

(3) 川崎港における取組と課題

①川崎港戦略港湾推進協議会を中心とした官民連携によるポートセールスの成果

平成 23 年 9 月、官民一体となってコンテナ貨物集荷とサービス水準の向上を強力に推進することを目的として「川崎港戦略港湾推進協議会」が設立され、平成 26 年からは、特例港湾運営会社も協議会と連携協力しポートセールスを行ってきました。

川崎港における平成 23 年のコンテナ貨物取扱量は約 32,000TEU、定期外航航路は 6 航路でしたが、同協議会によるポートセールス活動により相次いで新規航路が開設され、平成 26 年のコンテナ貨物取扱量は約 67,000TEU、平成 27 年 11 月現在の定期外航航路は 13 航路に増加しています。

②課題

○国が掲げた「集貨」、「創貨」、「競争力強化」の施策を軸に、国際競争力の強化を図っていくとともに、京浜港が連携し、港湾運営会社のみにも適用可能な支援制度を引き続き最大限活用していくために、平成 28 年 9 月の設立期限を可能な限り前倒しし、国支援の受け皿となる港湾運営会社を早期に設立する必要があります。

集 貨	創 貨	競争力強化
<ul style="list-style-type: none">・京浜港の港湾運営会社と連携した貨物誘致策の展開・国際戦略港湾競争力強化対策事業の検討	<ul style="list-style-type: none">・東扇島総合物流拠点地区や京浜臨海部の特徴を活かした港湾物流機能の高度化	<ul style="list-style-type: none">・京浜港の港湾運営会社の設立・臨港道路や港湾施設の整備、拡充

2 経営統合と港湾運営会社の設立

(1) 調整の状況

京浜港でひとつの港湾運営会社の設立に向け、これまで東京都、横浜市と精力的に協議を進めてきた結果、「国際コンテナ戦略港湾政策を強力に推進していく観点から、運営体制の構築を一步前進させる」ことで合意するとともに、「まずは横浜港と川崎港で港湾運営会社を設立していく」ことになりました。

なお、東京港につきましては、三港の連携は維持しつつ、「京浜港を取り巻く環境が変化している中、東京港の喫緊の課題は輸入港として首都圏や東日本の実需に的確に対応することであり、足元の港湾施設の機能強化を図り、利用者ニーズにきめ細かく対応した使いやすい港づくりを進めていく必要がある。」との意向により、港湾運営会社の設立時点での参画は見送ることとなりました。

(2) 会社設立に向けた基本的な考え方

①京浜港の港湾運営会社の設立（平成 28 年 1 月予定）

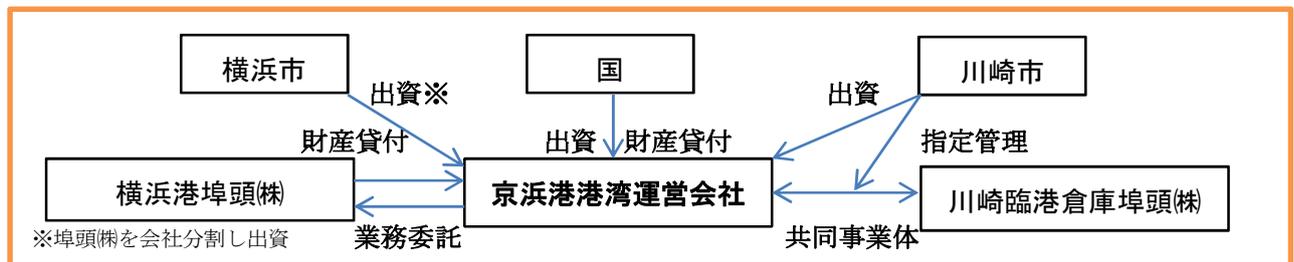
現在の横浜港埠頭株式会社の新設分割により、京浜港の港湾運営会社を設立し、港湾運営会社の指定の申請を行います。

②川崎市の京浜港の港湾運営会社への出資（平成 28 年 3 月予定）

川崎市は、市議会の議決を経て京浜港の港湾運営会社に出資し、新会社に参画します。

③特定港湾運営会社への移行（平成 28 年 3 月予定）

指定を受けた京浜港の港湾運営会社は、国及び民間出資を受け、特定港湾運営会社へ移行していきます。（※「特定港湾運営会社」：国の出資を受けた港湾運営会社）



(3) 川崎市の今後の取組

①京浜港の港湾運営会社と川崎臨港倉庫埠頭(株)との連携協力

広域からの集貨等にノウハウを持つ京浜港の港湾運営会社と、これまで、川崎港コンテナターミナル運営にノウハウを持つ川崎臨港倉庫埠頭(株)が連携協力して、集貨活動とコンテナターミナルの運営を行います。

②国有財産である係留施設の直接貸付と市有財産の指定管理による一体的運営

国有財産である係留施設は、港湾運営会社が国から直接貸付を受けて運営します。荷さばき地やガントリークレーン等の市有財産部分は、引き続き、指定管理業務として、市が指導・監督を行い川崎港の特徴を活かしたコンテナターミナル運営が行えるような実施体制の検討を進めます。

③川崎港の特徴を活かした集貨、創貨、競争力強化の取組

京浜港における役割分担を踏まえアジアとの直行航路の誘致を図るとともに、横浜港と連携して京浜港における北米・欧州とを結ぶ国際基幹航路の競争力強化にも貢献します。これまでの市独自の支援施策に加えて、国際戦略港湾競争力強化対策事業など国からの支援制度の活用も検討します。